

令和6年度椎葉村一般会計決算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 35,867千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 542,140千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	3,968			1,237	2,731
	高齢者福祉事業	33,342	1,858		3,994	27,490
	障害者福祉事業	162,907	93,963			68,944
	保育所運営事業	151,306	64,695		5,941	80,670
	母子福祉事業	9,479	1,015			8,464
	小計	361,002	161,531		11,172	188,299
社会保険	介護保険事業(繰出金)	88,856	4,199			84,657
	国民健康保険事業(繰出金)	41,384	15,382			26,002
	後期高齢者医療事業(繰出金)	66,987	12,791			54,196
	小計	197,227	32,372			164,855
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	2,193	75			2,118
	病院事業(繰出金)	175,434				175,434
	予防対策事業	13,922	2,488			11,434
	不妊治療費助成事業					
	小計	191,549	2,563			188,986
合 計		749,778	196,466		11,172	542,140